

仕 様 書

1. 件名

令和7年9・10月爽秋文楽特別公演 字幕（日本語・英語）表示業務

2. 概要

独立行政法人日本芸術文化振興会主催の国立文楽劇場令和7年9・10月爽秋文楽特別公演において、利用者の各自所有の端末（タブレット、スマートフォン等）に、舞台の進行にあわせて日本語及び英語で上演演目の詞章等の字幕を表示するため、字幕データ送信機器の設置、運用、保守及び撤去、字幕データ変換、並びに字幕表示を可能とするアプリ（以下「字幕アプリ」という）の運用及び保守等の業務を委託するものである。

3. 履行場所

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）
国立文楽劇場
大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

4. 担当部署

振興会 国立文楽劇場企画制作課企画制作係（以下「担当係」という。）

5. 契約期間

令和7年8月27日から令和7年10月14日まで
（※字幕原稿支給予定日～上記公演千秋楽まで）

6. 業務完了報告書の提出

受託者は本件対象公演終了後、業務完了報告書を振興会に提出する。

7. 業務内容

（1）字幕データ送信機器の設置、運用、保守及び撤去

振興会の指示に従って、指定する場所を使用する機器の搬入・設置及び撤去を行うこと。なお、当該機器は、運搬移動が簡便であり、迅速な設置、調整及び撤去が可能なものであること。

※字幕表示操作に必要なPC及びモニター等機器は、受託者が用意する。ただし、送信に要する電力は振興会から支給する。

※送信機器が不調の場合には公演に支障をきたさぬよう、速やかに代替機を用意すること。

（2）字幕データ変換作業

ア．提供する原稿の形式

受託者に提供する文字原稿の形式は、Word形式とする。

イ．原稿提供日

原則として稽古初日の1週間前までに、担当係より提供する。

ウ．受託者の作業

①原稿データを、字幕表示可能な形式に変換する。

②受託者は、上記①と併せて確認用データ（Word97-2007形式）を作成し、稽古前日までに担当係の確認を受ける。担当係の確認のもと、適宜修正を行い、投影用データに反映させる。

③受託者は、稽古中及び公演中においても、適宜、詞章の異同を校正する。校正したデータは、②の手順により担当係の確認を受けるとともに、投影用データに反映させる。

④担当係の指示によるデータ修正作業は、公演当日でも行う場合がある。

（3）字幕アプリの運用

利用者が各自所有の端末に字幕アプリをダウンロードして字幕を表示できるよう、振興会の指

示に従って、当該アプリの運用及び保守等を行うこと。また、アプリについては、以下の要件、表示様式を満たすものであること。

ア. 字幕アプリの要件

- ①利用者が使用するアプリは、軽量で簡単に操作できるものであること。
- ②端末使用中、画面の光量等は、公演中他の観客の観劇の妨げにならない程度であること。
- ③外国人向けの利用に際しては、英語字幕を1台の端末で表示できること。
- ④文字表示をしていない時は表示面が完全に消灯できること。

イ. 字幕アプリの表示様式

- ①文字は、縦・横同長とし、表示内容に適したサイズに変更できること。
- ②旧字体や外字等特殊な記号、半角スペース等の表示が可能であること。
- ③ルビの表示が可能であること。
- ④センタリングなどの文字の配置の調整が可能であること。
- ⑤表示内容の変更に迅速に対応できること（公演当日も含む）。
- ⑥文字の色や背景色は、会場の環境や演出に応じて、変更対応が可能であること。

(4) 字幕表示の操作

- ア. オペレーターは、振興会が事前に提供する資料をもとに、上演演目の詞章及び演出内容等を理解し、公演の舞台稽古・本番にあたること。
- イ. 公演の舞台稽古・本番において、舞台の進行に即してタイムラグが発生しないようにすること。また、文字のちらつきや途切れがあった場合、迅速に修正すること。
- ウ. オペレーターは2名体制とし、公演期間中の人員交代の際、少なくとも1名は、同公演での操作経験者を配置すること。

8. 特記事項

- (1) 本件業務の実施に当たり、舞台進行や振興会の業務を妨げる操作は避けること。
- (2) 機器等の不具合で表示操作を行うことができなくなった場合に備え、迅速に復旧できる体制を常に取っておくこと。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、受託者、振興会双方の協議によって定めること。

以上